

保育園における与薬について

保育園では、原則として園児への投薬は致していません。

しかし、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬する必要があると医師が診断する薬に限り、保育園で与薬を。熱性けいれんを起こしやすい園児が用いる発熱時のけいれん予防の薬（ダイアップ座薬）食物アレルギーの園児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、状態が変化した時に1回だけ用いる頓服薬もお預かりしています。

今まででは、保護者からの依頼書と薬の説明書のみで薬を預かっていましたが、薬の投薬は患者または保護者が自己の責任においてのみおこなうもので、第三者が与薬すべきものではない、しかしながら、現実では与薬せざるをえない状況にあることも考慮し、次のように取り組むことにしました。

- ①保護者が与薬の代行を保育園に依頼する場合は、与薬依頼書と薬の説明書を提出して下さい。与薬依頼書は、2週間ごとに更新します。
- ②与薬の医学的根拠を確かにするために、「主治医意見書」を主治医に記入してもらって一緒に提出して下さい。（更新は、処方が変わらない限り、1年を限度とします）
- ③塗り薬などの外用薬については、医師が処方した薬で、保育園にいる間、どうしても外用する必要がある場合にのみ、預かります。

以上の与薬の基本的な指針としては、日本保育園保健協議会の統一見解に準拠しています。

与薬依頼書（保護者記載用）

平成 年 月 日

保育園長保護者

<u>園児名</u>	男・女 (歳	か月)
<u>連絡先</u>			

1. 主治医 :	(病院・医院)		
連絡先 (電話)			
2. 病名			
3. 持参した薬			
①薬品名 :			
②剤型 :			
飲み薬 : 散 (粉薬) • シロップ • 錠			
外用薬 : 塗り薬 • 座薬 • その他 ()			
③使用方法 (いつ、何時に、どんな時に、など、具体的に書いて下さい。)			
4. 保管			
室温 • 冷蔵庫 • その他 ()			
5. その他の注意事項			
使用日 / / / / / /			
受領サイン			
保管サイン			
与薬サイン			
使用日 / / / / / /			
受領サイン			
保管サイン			
与薬サイン			

緊急与薬が必要時、連絡が取れない場合は保育園に一任します。サイン _____

主治医様

日頃より園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、横浜市保育園では、原則として与薬の代行は行っていませんが、時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性けいれんの予防に使用する薬剤など、やむを得ないものに限って与薬することとしています。

つきましては、今般、保護者より与薬依頼書が提出されておりますので先生のご意見を戴きたく以下の意見書に必要事項をご記入願います。

なお、抗菌剤を含めて感冒に対する与薬は認めておりませんのでご承知おき下さいますようよろしくお願ひ申し上げます。

横浜市健康福祉局
横浜市医師会保育園医部会

-----切り取り線-----

与薬に関する主治医意見書

平成 年 月 日

園児名 男・女

平成 年 月 日 生

医療機関名

主治医名

印

1. 病名：

2. 薬品名：

3. 使用する理由及び使用法

理由：

使用法：

4. その他：